

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例制定に向けたパブリックコメントの実施について

平成24年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法・第2次一括法）」が施行され、これまで国の法令で全国一律に定められていた基準について地域の実情を考慮した基準を条例で定めること及び権限移譲に伴う条例を整備することとなり、健康福祉局関係では、平成24年第4回定例会において、26本の条例が可決・成立したところだが、平成25年6月に第3次一括法が施行されたことにより、平成26年4月1日の施行を目指した平成25年第4回定例会における条例制定の議案提出に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを行うものである。

1 地方分権改革の概要

(1) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地域の実情に合った最適な行政サービスの提供の実現を目指し、これまで国が一律に決定し、自治体に義務付けてきた基準・施策等を、条例の制定等により自ら決定し、実施するように改める。

(2) 基礎自治体への権限移譲

住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにする。

2 第1次・第2次一括法における条例制定に向けた基本方針

地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を図ることを基本として、全国一律の基準が都市部に位置する本市の地域特性に適応していない場合等に、実情を考慮した独自の基準を設けることとし、現在政令等に基づき適用している基準等によって適切な運用が確保されている事項については、必要最低限のルールを定めた国の基準を踏襲する。

3 これまでに施行された条例一覧

義務付け・枠付けの見直し：(1) ～ (20)

基礎自治体への権限移譲：(21) ～ (26)

施策	条例名
高齢者施策 (10本)	(1)養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (2)軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (3)指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (4)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (5)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (6)介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (7)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (8)指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (9)特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (10)指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
障害者施策 (6本)	(11)障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例 (12)指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例 (13)障害者支援施設の設備及び運営に関する条例 (14)指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例 (15)福祉ホームの設備及び運営に関する条例 (16)地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例
生活保護 (1本)	(17)救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例
医療 (1本)	(18)医療法施行条例※
生活衛生 (8本)	(19)川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例※ (20)川崎市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例※ (21)理容師法施行条例 (22)美容師法施行条例 (23)クリーニング業法施行条例 (24)興行場法施行条例 (25)公衆浴場法施行条例 (26)川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例（旅館業法施行条例）

※ (18) ～ (20)の条例については、次の理由によりパブリックコメントを実施していない。

- (18) 薬剤師の配置基準は従うべき基準（パブリックコメント手続条例第5条第4項第8号）
- (19) 施設の設備基準は従うべき基準（同条例第5条第4項第8号）、職員の配置基準は市の職員の人事等に関する事項（同条例第4条第6号）
- (20) 技術管理者の資格基準は市の職員の人事等に関する事項（同条例第4条第6号）

4 第1次・第2次一括法における独自基準の設定について

「2 条例制定に向けた基本方針」を踏まえ、高齢者施策の条例については、独自基準を設け、それ以外の条例については、基準となる省令または県条例とほぼ同様の内容とした条例とした。

(1) 第1次・第2次一括法における独自基準の考え方（高齢者施策）

①利用者への影響

身体拘束・権利擁護等、利用者の処遇に直結する内容であり、基準省令上での位置付けは無いが、義務付けを行う必要性が認められるものについては条例化する。

②制度の適正運営

今般問題となっている介護事業所の不正請求・個人情報流出等の課題に対応し、介護保険制度の適正な運営を図るため、必要な対応を条例化する。

③事業所の事務負担

新たに事業所に事務負担を課す義務付けについては、その効果と負担を比較衡量し、必要性が高いものについてのみ定める。

④本市の政策実現

特別養護老人ホームの居室定員に関する基準などの介護基盤整備の手法など、本市の政策として必要性の高いものについては独自基準を定める。

(2) 第1次・第2次一括法における独自基準の一覧表

項目	基準省令	本市の独自基準	独自基準を定める考え方
①記録の保存期間 (全サービス共通) 【条例(1)～(10)】	文書の保存期間は2年間	介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。	介護報酬の返還請求の消滅時効は5年であり、介護報酬返還の実効性を確保するため。
②運営規定 (全サービス共通) 【条例(1)～(10)】	定めなし	運営規定において定めるべき重要事項に関する規定に「事故発生時の対応」、「苦情・相談体制」、「個人情報の管理」等を追加する。	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等を運営規定に定めることにより、利用者の保護を強化するため。
③身体拘束禁止の強化 (特別養護老人ホーム等の施設系サービス及び通所介護等の通所系サービス) 【条例(1)～(10)】	定めなし	身体拘束について、運営規定において定めるべき重要事項に追加する。また、通所系サービスにおいて、身体拘束禁止の具体的取扱方針を新たに定める。	身体拘束が懸念される施設系サービス及び通所系サービスにおいて、身体拘束の取り扱いをより厳しくするため。
④特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の廊下幅 (ユニット型・地域密着型を除く) 【条例(6)～(10)】	廊下の幅は、1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メートル以上	廊下の幅は、1.8メートル以上、中廊下の幅は2.7メートル以上を標準とし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、中廊下にあっては、1.8メートル以上として差し支えないものとする。	入所者の安全性の確保を図りながら、都市部に位置する本市の特性を踏まえ、敷地を有効活用し、施設の整備を促進するため。
⑤特別養護老人ホームの居室定員 (ユニット型を除く) 【条例(9)・(10)】	居室の定員は1人(必要と認められる場合は2人)	居室の定員は1人を原則とした上で、入所者のプライバシーに配慮をするとともに、個室への転換が可能となるよう設計上の工夫を行う場合に、居室の定員を4人まで許容することが出来るようにする。	川崎市高齢者実態調査の調査結果においても多床室を望む声が多いこととあわせ、特別養護老人ホームの待機者が多い中で一定の定員数の確保を目指し、多床室の整備を進める本市の政策に合致させるため。

5 第3次一括法の概要

第3次一括法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえて取りまとめた第3次見直し及び第4次見直しに基づき、地方公共団体に対する義務付け・枠付けを見直すこととし、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、関係法律の改正を行うものである。

6 第3次一括法の施行に伴う健康福祉局関係の条例案について

健康福祉局関係の法律では、介護保険法（「指定居宅介護支援」、「指定介護予防支援」および「地域包括支援センター」等に関する基準）、民生委員法（民生委員の定数）および社会福祉法（社会福祉審議会の委員定数）が対象となっており、平成26年4月1日を施行期日として、1年間の経過措置が設けられている。

① 社会福祉法の改正に伴う社会福祉審議会条例の改正案

同審議会の委員定数の根拠が法改正に伴い廃止され、委員定数の根拠を早期に規定する必要性から、今議会に提出している。なお、行政の附属機関に関する事項のため、パブリックコメントは実施していない。

② 介護保険法の改正に伴う「指定居宅介護支援」および「指定介護予防支援」等に関する基準の条例案

第1次・第2次一括法の施行に伴い、平成25年4月1日から施行している高齢者施策における他の条例との整合性を早期に図る必要性から、平成25年9月13日に発出された関連省令を踏まえ、平成25年第4回定例会に提出を予定している。

条例名	川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(案)	川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(案)
概要	これまで省令に定められていた指定居宅介護支援等の人員・運営に関する基準等を条例で定めるもの	これまで省令に定められていた指定介護予防支援等の事業の人員・運営に関する基準等を条例で定めるもの
根拠法令	介護保険法(平成26年4月1日)	
分権内容	義務付け・枠付けの廃止	
事業者数	310事業所	49事業所

③ 民生委員法の改正に伴う民生委員の定数に関する条例案および介護保険法の改正に伴う地域包括支援センターに関する基準の条例案

上記①・②のような、早期に条例制定を行う必要性が存在しないことから、1年間の経過措置を活用して、今後、条例案の提出に向けた検討を進めていくこととしている。

7 第3次一括法に伴う介護保険関連条例の制定に向けた基本方針

平成25年4月に施行された介護保険関連条例に基づく事業所と、従前の国の基準省令に基づく指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所との運営基準上の差異を解消するため、第1次・第2次一括法における「条例制定に向けた基本方針」及び「独自基準制定の考え方」に基づき、平成25年4月1日に施行した条例と同一の独自基準を定めることとする。

なお、この内容については、平成25年7月17日に開催された平成25年度第1回川崎市介護保険運営協議会に諮り、了承された。

8 基準省令（国）と条例（市）の関係

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成25年9月13日）において、基準省令を委任する場合における条例制定に関する国の基準は、次のとおりとされた。

種類	考え方	内容
① 従うべき基準	法令の基準どおり定めるべき基準	<ul style="list-style-type: none">指定居宅介護支援（介護予防支援）に従事する従業者に係る基準及び員数指定居宅介護支援（介護予防支援）の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
② 参酌すべき基準	地方自治体が独自の判断で基準を定めることが可能な基準	<ul style="list-style-type: none">①以外のその他の基準

9 独自基準の設定について

「基準省令（国）と条例（市）の関係」で参酌すべき基準に区分が示された基準について、「第3次一括法に伴う介護保険関連条例の制定に向けた基本方針」に基づき、平成25年4月1日に施行した条例と同一の独自基準を定めることとする。

（1）独自基準の考え方

今回制定する居宅介護支援・介護予防支援に関する2条例については、「第1次・第2次一括法における独自基準制定の考え方」のうち、以下の2点が該当する。

① 制度の適正運営

今般問題となっている介護事業所の不正請求・個人情報流出等の課題に対応し、介護保険制度の適正な運営を図るため、必要な対応を条例化する。

② 事業所の事務負担

新たに事業所に事務負担を課す義務付けについては、その効果と負担を比較衡量し、必要性が高いものについてのみ定める。

（2）独自基準の一覧表

上記の「独自基準の考え方」に基づき、記録の保存期間および運営規定について独自基準を定めることとする。

項目	基準省令	本市の独自基準	独自基準を定める考え方
① 記録の保存期間	文書の保存期間は2年間	介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。	介護報酬の返還請求の消滅時効は5年であり、介護報酬返還の実効性を確保するため。
② 運営規定	定めなし	運営規定において定めるべき重要事項に関する規定に「事故発生時の対応」、「苦情・相談体制」、「個人情報の管理」を追加する。	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等を運営規定に定めることにより、利用者の保護を強化するため。

10 パブリックコメントの実施について

（1）募集期間

平成25年9月30日（月）から平成25年10月29日（火）30日間

（2）意見提出方法

電子メール、FAX、郵送、持参

（3）募集資料

- ① 条例制定の概要
- ② 制定する条例の基となる厚生労働省令等

介護保険法に基づく居宅介護支援等の運営基準の条例制定について —市民の皆様から意見を募集します—

国の地域主権改革により、介護保険法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた運営基準について、地方自治体が条例で定めることとなり、この制定に向けて、市民の皆様の御意見を募集します。

1 条例制定時期

平成26年4月1日（予定）

2 参考資料

- (1) 条例制定の概要
- (2) 制定する条例の基となる厚生労働省令
 - ア 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11.3.31 省令第38号）
 - イ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 省令第37号）

3 基準省令(国)と条例(市)の関係

今回の条例制定は、これまでの厚生労働省令で定められてきた「基準省令」を基に条例を制定することが求められています。また、実際に制定する際にその内容によって、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」の2類型が示されています。地方自治体はこの分類に従い、条例を定めるものとされています。

種類	考え方	内容
① 従うべき基準	法令の基準どおり定めるべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅介護支援（介護予防支援）に従事する従業者に係る基準及び員数 ・ 指定居宅介護支援（介護予防支援）の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
② 参酌すべき基準	地方自治体が独自の判断で基準を定めることが可能な基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①以外のその他の基準

4 意見募集の範囲

- ①従うべき基準は法令の基準どおり定める必要があり、川崎市で独自基準を設定することができないため、意見募集の対象外となります。
- ②参酌すべき基準のみ意見募集の対象となります。

5 募集期間

平成25年9月30日（月）から平成25年10月29日（火）まで

6 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

(1) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームをご利用ください。

(2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課）

(3) 郵送・持参（書式自由）

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 市役所第3庁舎6階

※意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

※ご意見に対する個別対応はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

7 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

8 意見の締め切り

平成25年10月29日（火）（郵送は、当日必着）

ただし、持参の場合には、10月29日（火）の17時15分までとします。

9 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

電話：044-200-2687 FAX：044-200-3926